

## 入間市会計年度任用職員の給与等に関する条例の要旨（議案第64号）

## 1 制定理由

会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項を定めるもの。

会計年度任用職員のうち、週の勤務時間が正規職員と同じ38時間45分のもの  
を『嘱託職員』、週の勤務時間が38時間45分未満のものを『パートタイム職員』  
として区分し、それぞれに支給する給与、報酬等について定めるもの。また、給与、  
報酬の上限額、支給方法並びに各種手当の支給内容等について定めるもの。

## 2 制定内容

## (1) 給与等の種類

- ・嘱託職員には給料及び各種手当を支給する。給料は月額で定める。
- ・パートタイム職員には報酬、費用弁償、期末手当を支給する。報酬は月額・日額・時間額で定める。

## (2) 給料及び報酬の上限額

- ・嘱託職員の給料の上限額は、「入間市一般職の給与に関する条例」における2級の最高号俸と同一の額（304,200円）とする。
- ・パートタイム職員の報酬の上限額は、上記の額を勤務時間で按分し、地域手当相当額を加えた月額・日額・時間額とする。
- ・専門性が高く相当困難な業務を行う職として任用する、英語指導助手及び市税等徴収指導員の報酬の上限額は、パートタイム職員として別に定める。

## (3) 地域手当

- ・嘱託職員には6%の地域手当を支給する。
- ・パートタイム職員には地域手当に相当する額を報酬に含めて支給する。

## (4) 通勤手当

- ・嘱託職員には正規職員に準じて通勤手当を支給する。
- ・パートタイム職員には通勤手当に相当する費用弁償を支給する。

## (5) 期末手当

- ・嘱託職員、パートタイム職員共に、年間で2.6月分の期末手当を支給する。（一部に支給対象とならない職あり。また、任用期間が6ヶ月未満のパートタイム職員には支給しない。）

## (6) 特殊勤務手当

- ・嘱託職員には正規職員に準じて特殊勤務手当を支給する。
- ・パートタイム職員には特殊勤務手当に相当する額を報酬に含めて支給する。

## (7) 時間外勤務手当・休日勤務手当・夜間勤務手当

- ・嘱託職員には正規職員に準じて時間外勤務手当・休日勤務手当・夜間勤務手当

を支給する。

- ・パートタイム職員には時間外勤務手当・休日勤務手当・夜間勤務手当に相当する額を報酬として支給する。

(8) 給料の減額

- ・会計年度任用職員が勤務しないときは、その勤務しない時間に相当する給与等の額を減額して支給する。

(9) 旅費

- ・公務のために旅行するパートタイム職員には、その旅行にかかる費用弁償を支給する。（嘱託職員には「入間市職員等の旅費に関する条例」を根拠に支給する。）

(10) その他

- ・その他に、1時間あたりの給与額の算出方法、口座振替による給与等の支給及び報酬の一部控除について規定する。

(11) 経過措置

- ・現行基準による嘱託職員から会計年度任用職員制度の嘱託職員に移行するものうち、前年度の給料及び期末手当の合計額が本条例の上限額に定める給料、地域手当及び期末手当の合計額を上回る場合は、その差額を現給保障として支給する。

### 3 施行日 令和2年4月1日

## 入間市会計年度任用職員の給与等に関する規則の要旨

### 1 制定理由

入間市会計年度任用職員の給与等に関する条例の施行に関し必要な事項を規則で定めるもの。

### 2 制定内容

#### (1) 給料表

- ・給料表は、入間市一般職の給与に関する条例に規定する一般職給料表の、1級及び2級を合成したものを使用する。
- ・英語指導助手及び市税等徴収指導員の報酬額を、給料表とは別に定める。

#### (2) 給料及び報酬

- ・嘱託職員には給料表により給料を支給する。
- ・パートタイム職員には、給料表を基礎とし、それぞれの職の勤務時間で按分し

た額に地域手当相当額を加えた額を、月額・日額・時間額で報酬として支給する。

- 英語指導助手及び市税等徴収指導員は、別に定めた報酬額を支給する。

(3) 新たに会計年度任用職員となった者の号給

- 新たに会計年度任用職員となった者の号給を、職ごとに定める。
- 会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数その他市長が定める経験を有する会計年度任用職員の号給については、市長が別に定めるところにより、規則に規定する号給よりも上位の号給とすることができる。

3 施行日 令和2年4月1日